

JCHO 福井勝山総合病院へのご寄附のお願い

1. ご寄附のお願い

独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院(以下「当院という」)では、患者の皆様にご高度で安全な医療を提供するために、療養環境の改善や 高額医療機器の更新整備を行っています。最近では、MRI や内視鏡の更新を行い、また、脳卒中や様々な疾患に対応するため、血管撮影装置や CT の更新を予定しています。今後も高度な医療に対応していくため、高度医療機器の更新等を計画しており、そのための資金援助として企業や個人の皆様より広く寄附金を受け付けさせて頂いております。

何卒、ご理解とご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. ご寄附の使途について

寄附金は、独立行政法人地域医療機能推進機構法第13条第1項に規程する業務の範囲内で使用させていただきます。なお、ご寄附をいただける方より具体的な使途が示されている場合には、その目的に従って使用させていただきます。

※独立行政法人地域医療機能推進機構法(抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 病院の設置及び運営を行うこと。
- 二 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。
- 三 看護師養成施設(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。)の設置及び運営を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【具体的使用例】

- ◆ 外来や病棟の療養環境の改善整備
- ◆ 医療機器の更新整備

3. 税制上の優遇措置について

地域医療機能推進機構は、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であり、「特定公益増進法人」として定められています。当院にご寄附なされた個人または法人は、税制上の優遇措置が受けられます。

- ① 個人の場合は、所得税法等の規程により「寄附金控除」の取扱いができます。
- ② 法人の場合は、法人税法等の規程により、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入限度額まで「損金」に算入することができます。

※優遇措置の詳細については、国税庁にお問い合わせ頂くか、国税庁のホームページでご確認ください。

4. 申し込み方法及びその後の手続きについて

当院にご寄附を希望される方の申し込み方法及びその後の手続きについては次のとおりです。

【申し込み方法】

- i) 「寄附申出書」を送付いたしますので「お問い合わせ先」までご連絡ください。
なお、寄附申出書は、こちらのホームページからダウンロードまたは印刷ができますので、その場合ご連絡は不要です。
- ii) ご記入されました「寄附申出書」を「お問い合わせ先」まで郵送またはご持参ください。
なお、ご持参される場合には、恐れ入りますが事前に「お問い合わせ先」までご連絡をお願いいたします。

- [寄附申出書\(WORD\)](#)
- [寄附申出書\(PDF\)](#)
- [寄附申出書記入例\(PDF\)](#)

【「寄附申出書」提出後の手続き】

- i) 「寄附申出書」の記載内容を確認後に「寄附受入書」を送付いたします。
- ii) 「寄附受入書」が届きましたら当院指定の口座に寄附金をお振り込み願います。
- iii) ご入金の確認が取れましたら「寄附受領書」を送付いたします。
なお、「寄附受領書」は「税制上の優遇措置」のお手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

5. お問い合わせ先

担 当: JCHO福井勝山総合病院 総務企画課(経理)

住 所: 〒911-8558 福井県勝山市長山町2-6-21

電 話: 0779-88-0350(代表)

お電話は平日8時30分から17時15分の間でお願い致します。